

曾於市民プール指定管理者公募要項

曾於市民プール（以下「市民プール」という。）については、曾於市民プール施設の管理に関する条例の規定に基づき、令和9年4月1日より、下記のとおり、市民プールの管理を行う指定管理者を募集することとしました。

1 施設の概要

- (1) 名称 曾於市民プール
- (2) 所在地 曾於市末吉町二之方2340番地
- (3) 規模 施設面積1,877.25㎡
 - (建物) 屋内プール棟 1,484.77㎡
 - 屋外プール棟 369.28㎡
 - 屋外ボイラー棟 23.20㎡

施 設 内 容	施 設 概 要
・屋内プール	事務室（流し台）・ホール・男女更衣室・男女シャワー室・男女トイレ・25mプール・ウォーキングプール・児童プール・幼児プール・遊泳プール・ジャグジープール・ロッカー室・身障者用シャワー室・サウナ室・機械室・倉庫・玄関・2階観覧席
・屋外プール	50mプール・スタンド・倉庫
・屋外施設	屋外ボイラー室・受水槽タンク
・その他施設	プール施設周辺の緑地・駐車場

2 指定管理者が行う業務の内容

- (1) 施設運営に関する業務
 - ア 市民プールの利用受付及びカギ開閉に関する業務
 - イ 利用者の健康増進と永力向上の推進
 - ウ 水難事故に関すること
 - エ その他市の指示する業務
- (2) 施設管理に関する業務
 - ア 市民プール施設の監視業務及び清掃業務（清掃業務実施マニュアル参照）
 - イ 備品、配管、計器、水質等の保守・点検・管理業務
- (3) その他に関する業務
 - ア 管理業務の実施状況及び施設の利用状況
 - イ 施設における収入額の報告
 - ウ 事業計画書及び収支予算書の報告
 - エ 指定管理期間終了後の引継事務
 - オ 施設周辺の環境美化・清掃業務

3 指定期間

- (1) 令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間
 - ア この期間は議会の議決により決定します。

イ 管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者を解除することがあります。

4 応募資格

- (1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）、複数の団体により構成されるグループ（以下「グループ応募」という。）による応募もできます。その場合には、代表団体を定めてください。（他の団体は構成団体とします。）また、グループ応募の構成団体は、他のグループ応募の構成団体での応募や単独での応募はできません。
- (2) 指定期間中、安全円滑に市民プールを管理運営できること。
- (3) 市民プールの管理運営に必要な免許を有すること。ただし外部に委託する場合は、委託先が資格及び免許等を有していること。

5 欠格条項

指定管理者に応募する時点において、団体及びその代表者が、以下のいずれにかに該当する団体は応募できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合。
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者。
- (3) 直近の1年間に於いて、市税、県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納している場合。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体等の場合。
- (5) 会社更生法及び民事再生法等による手続をしている団体。

なお、応募の後、指定管理者の指定の日までの間に、これらのいずれかに該当することとなった場合は、応募は取り消されます。

6 説明会等及び質問事項について

(1) 公募要項等の配布

配布期間；令和8年8月24日（月）から令和8年9月24日（木）まで
（土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。）

配布場所；曾於市教育委員会生涯学習課（末吉町二之方1980番地）において配布します。また、曾於市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 施設説明会

日 時；令和8年9月2日（水）午後2時から
場 所；曾於市民プール（曾於市末吉町二之方2340番地）
参加人数；1団体につき2人まで

※ 説明会希望者は事前に連絡してください。

(3) 質問の受付

受付期間；令和8年8月24日（月）から令和8年9月7日（月）まで
提出方法；質問書（任意書式）をファックス又は電子メールで提出すること。
回答方法；随時メール等で回答する。

※ 口頭、電話での質問には応じることはできません。

7 申請方法

曾於市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例により下記の書類を添付して申請してください。

(1) 申請書類

- ア 指定管理者指定申請書
- イ 管理を行う当該施設の事業計画書
- ウ 管理を行う当該施設の管理に係わる収支計画書
- エ 当該団体の経営状況を説明する書類
- オ その他市長が必要と認めるもの

(2) 提出部数

正本1部とします。

(3) 提出方法

直接持参（事前に持参日を連絡ください。）

(4) 提出場所

〒899-8692

曾於市末吉町二之方1980番地

曾於市教育委員会生涯学習課 生涯スポーツ係

TEL ; 0986 - 76 - 8873

E-mail ; o-syakyou@city.soo.lg.jp

(5) 申請受付期間

令和8年9月14日（月）から令和8年9月24日（木）まで

（土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。）

8 応募に関する留意事項

(1) 申請書は1団体につき1部とします。

(2) 提出書類は、A4版縦型で提出してください。

(3) 応募に係る費用は、応募者の負担とし、提出された書類は返却しません。

なお、指定されなかった場合においても費用については補償しません。

(4) 提出された書類は、指定管理者の選定以外の目的には使用しません。

ただし、曾於市情報公開条例第7条に定める非公開情報を除き公開の対称になります。

(5) 市が公表した文書を除き、申請書類作成等のため市が配布した資料を公表することはできません。

(6) 提出された書類に虚偽の記載があったとき、提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき、その他不正な行為があったときは失格とします。

(7) 提出された申請書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製することがあります。

(8) 申請受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

9 審査方法

(1) 事前審査会（教育委員会）

事前の書類審査を経て、10月上旬までに指定管理者の候補として選定します。

(2) 指定管理者選定委員会

事前審査会の決定に基づいて、10月末までに指定管理者を選定します。

また、選定結果については、各申請者に個別に連絡します。

10 審査基準

指定管理者の選定は、事業計画等の内容により、次の事項を総合的に考慮し判断します。

- (1) 事業計画が当施設の平等な利用の確保が図られるものであること。
- (2) 事業計画が当施設の効用を最大限に発揮できるものであること。
- (3) 事業計画が当施設の適正な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 当施設の管理を安定して行う人員、能力を有していると認められること。

11 指定管理者の指定

令和8年12月議会の議決を得て指定を行います。

12 指定管理者との協定の締結

令和9年3月に市と指定管理者で協議を行い、4月1日付けで締結します。

13 業務の引継ぎ

指定管理者の指定後、令和9年3月31日までの間に引継ぎを行います。

14 業務開始

令和9年4月1日

清掃実施マニュアル

(1) 通常清掃

	清掃場所	作業内容	作業回数
①	正面玄関	・床面は掃き掃除又は必要に応じて水拭き。 ・汚れ箇所は湿性拭き及び必要に応じて洗剤拭き。 ・出入り口扉のガラス清掃及び金具類の清掃。マット類の清掃。 ・出入り口付近及び駐車場の清掃	1日1回以上
②	ホール 階段 事務室 会議室 2階観覧席 採暖室	・床面は掃き掃除及び必要に応じて水拭き。汚れ箇所は湿性拭き及び必要に応じて洗剤拭き。 ・窓ガラス清掃及び金具類の清掃。 ・椅子、カウンターの湿性拭き。 ・塵籠、灰皿の処理及び清掃。 ・木部の乾拭き。	1日1回以上
③	プール	・プールサイドの清掃及び必要に応じて専用薬品による清掃並びに塵の除去。 ・プール内の髪の毛等浮遊物の除去。 ・プール内の沈殿物の除去。 ・洗顔、水飲み場、シャワーコーナーの洗浄清掃。 ・窓ガラスの清掃。 ・出入り口及び金具の清掃。 ・汚物、塵等の除去。但し汚物、塵等の除去については必要に応じて随時行う。	1日1回以上
④	便所	・床面は水拭き及び必要に応じて専用薬品による清掃。 ・便器、洗面器等の衛生。陶器の洗浄清掃。 ・汚物入れの処理及び清掃。 ・トイレトペーパーの補充。 ・洗面所、壁、ドア、鏡等の清掃。 ・窓ガラス及び金具類の清掃。 ・障害者用トイレの自動扉の清掃。	1日1回以上
⑤	ロッカー室 更衣室	・床面は水拭き及び必要に応じて専用薬品による清掃。 ・洗面台、壁、ドア、鏡等の清掃。 ・出入り口扉、窓ガラス及び金具類の清掃。 ・シャワーコーナーの清掃。 ・ロッカー、椅子類の清掃。塵籠、灰皿の処理及び洗浄。 ・倉庫及び靴箱の清掃。	1日1回以上
⑥	その他圏内	・プール施設周りの芝刈り及び駐車場の清掃	必要に応じて行う。

(2) 定期清掃

	清掃場所	作 業 内 容	作 業 回 数
①	プール	・ プール槽、足洗い場、プールサイド洗淨清掃。 (ポリシャー、プールクリーナー等を使用し、必要に応じて 専用薬品による清掃) ・ 温水プールは年数回水抜きをするが、その際水槽の洗淨清 掃を行うこと。 ・ 窓清掃。	毎週 1 回
②	プール更衣室	・ マットを外し床面を洗淨清掃。マットは水洗い。 (シャワーコーナーも含む)	毎月 1 回